

令和2年6月11日

ご利用者・ご家族
介護支援専門員 各位

LIFE・DESIGN 株式会社
代表取締役 勝矢 圭一

王樹における面会の指針について

拝啓 入梅の候、皆様には新型コロナウイルスとの共存の不自由さにあっても、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

王樹では3月よりご面会の自粛及び制限を行なってまいりましたが、4月18日以降、長崎県内において新たな感染者が確認されていないこと、及び公益財団法人 全国老人福祉施設協議会 発出の全国老施協発第 276 並びに 330 号通知に基づき、今後は下記の対応とさせていただきます。

敬具

記

<ご利用者の条件>

以下の要件すべてを満たすご利用者の面会を許可します。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染またはその疑いのないご利用者
- ・ 看取り期以外のご利用者

<ご面会者の条件>

以下の要件を基準に面会を許可します。

- ・ 「緊急事態宣言の解除が最後となった5都道県（東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道）」に居住・勤務、もしくは面会予定日から起算して2週間以内に滞在（通過含む）していた面会者については、3週間毎の3段階の緩和の第3段階がはじまる7月10日までの間は看取り期のみ当面会とします。

- ・ 「その前に緊急事態宣言の解除がされた8府県（大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、石川、茨城、福岡）に居住・勤務、もしくは面会予定日から起算して2週間以内に滞在（通過含む）していた面会者については、3週間毎の3段階の緩和の第2段階が始まる6月19日までの間は看取り期のみでの面会とします。
- ・ 過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者、濃厚接触者との接触がない方
- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染していない方（過去に感染し回復した場合には、施設職員等へご相談ください）
- ・ 過去2週間内に発熱がない方
- ・ 別添「面会者健康チェックシート」の全てに該当しない方
- ・ 面会人数は同時に2人以内とすること
- ・ 面会場所はショートステイ玉樹の相談室、もしくは各施設玄関とし、いずれも窓等は開放し通気の良い環境とすること
- ・ 一度の面会時間は15分以内とすること（ご利用者の体調次第では、看護師等の判断により面会を中止したり、時間を短縮することもあり得ます）

以上

【簡易チェック項目】

- 現在、緊急事態宣言の解除から十分な時間の経過していない、感染リスクの残る都道県に居住・勤務、もしくは面会予定日から起算して 2 週間以内に滞在（通過含む）していません
- 過去、2週間以内に感染者等との接触はありません
- 新型コロナウイルス感染症には感染していません
(過去に感染し回復した場合には、お申し出ください)
- 過去2週間内の発熱がありません
- 本日の体温は(°C)で平温(入口でも検温いたします)
- 「面会者健康チェックシート」の項目に該当するものではありません
- 面会人数は 2 人以内(ご利用者は含みません)です
- マスクを着用しています
- 面会前後の手指消毒を徹底します
- 15 分程度の面会となることを了承しました
- 抱擁は行わないようにします
- 涙や鼻水を拭うなどの行為をしないようにします

*その他、施設側で気に係る事項があればご確認させていただく場合があります。